

令和5年

第2回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

令和5年第2回志賀町議会定例会会議録

令和5年6月6日、第2回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員12名)

1番	梢	正美
2番	表谷	茂浩
3番	中谷	松助
4番	福田	晃悦
5番	南	正紀
6番	寺井	強
7番	堂下	健一
8番	南	政夫
9番	越後	敏明
10番	富澤	軒康
11番	櫻井	俊一
12番	林	一夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長	小泉勝
副町長	庄田義則
教育長	間嶋正剛
参事	新田辰巳
総務課長兼デジタル情報課長	山下光雄
富来支所長	吉村満
企画財政課長	村井直
税務課長	中田龍一
住民課長	池端久幸
子育て支援課長	東山和憲
健康福祉課長	宮下隆
環境安全課長	上滝達哉

商工観光課長	福田 秀 勝
農林水産課長	大 谷 清 樹
まち整備課長	山 内 勉
富来病院事務長	笠 原 雅 徳
会計管理者(会計課長)	平 野 雅 巳
学校教育課長	藤 井 専
生涯学習課長	大 島 信 雄

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	向 井 徹
議会事務局参事	飯 田 一 也
議会事務局次長	坂 上 大 輔

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 議案第33号ないし第37号 (提案理由説明)
- 日 程 第 5 町長提出 議案第35号及び第36号 (質疑・委員会付託・討論・採決)

(開 会 ・ 開 議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和5年第2回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

福田晃悦議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、3番 中谷松助君、5番 南正紀君を指名します。

日程第2 会期の決定

福田晃悦議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの15日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月20日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

福田晃悦議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出 議案第33号ないし第37号(提案理由説明)

福田晃悦議長 次に、本日町長から提出のありました、議案第33号ないし第37号を一括して議題とします。

以上の各案に対する提案理由の説明を求めます。

小泉勝町長 議長。

福田晃悦議長 小泉町長。

小泉勝町長 令和5年第2回志賀町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

先月5日、珠洲市を中心に震度6強の地震が発生し、人的被害をはじめ、土砂崩れや道路の法面崩落、建物の損壊など、被災地では大きな被害に見舞われました。この地震により、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。被災地では、一刻も早い復旧・復興に向けて、さまざまな復旧業務に取り組んでおり、本町としても、県の要請を受け、災害ゴミの収集や被害建物認定調査、下水道管の点検や被災者への訪問ケアなどの各種業務に、延べ27名の職員を派遣し、復興支援に努めてきたところであります。

また、この地震における本町の被害状況についてであります。地震発生の一報を受け、即時に職員が参集し、町内のパトロールをはじめ、被害状況の把握に努めましたが、大きな被害は確認されませんでした。

今回の地震は、珠洲市周辺で数年前から頻発していた群発地震の一つと考えられ、今後も同規模の地震が起こる恐れがあるという専門家の見解が述べられています。また、今後、雨の多い時期となるため、豪雨による浸水や土砂崩れなどにも備えていくことが必要であります。

町としても、いつ、どのような災害が起こっても、迅速に対応できるよう、防災体制を確認し、事前の情報収集に努めるなど、万全の体制で取り組んでいきますので、町民の皆様におかれましても、発表される地震情報、防災気象情報などに十分注意され、最善の行動に心がけるようお願いいたします。

それでは、町政の近況について、ご説明いたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症についてであります。

令和2年1月に国内で初めて感染者が確認されてから、3年4か月が経過し、先月8日に、感染症法上の分類が「2類相当」から季節性インフルエンザと同等の「5類」に引き下げられ、コロナ禍前の社会経済活動を取り戻すための重要な節目を迎えました。これに伴い、行政による感染者への入院勧告や指示、感染者・濃厚接触者への外出自粛といった要請や感染対策の基本的対処方針は無くなり、個人や事業者の判断に委ねられることになりました。しかしながら、5類に移行したからといって、コロナが収束した訳ではなく、夏に向けて一定程度の感染拡大を予測する見解も示されていますので、引き続き、注意していく必要があります。

もし、感染した場合は、「発症翌日から5日間は外出を控えること」や「5日目に症状が続いていた場合は症状が治まってから24時間経過するまでは外出を控えること」、また、「発症翌日から10日間を経過するまではマスクを着用し、基礎疾患がある高齢者などリスクが高い人との接触は控えること」が推奨されていますので、町民の皆様には、ご協力をお願いいたします。

次に、新型コロナワクチン接種についてであります。

今年度のワクチン接種については、国の方針で重症化予防に重点が置かれております。

これまで、ほぼ全員に課されていた「接種の勧奨・努力義務」が、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある人などに限られ、これ以外の方々については、個人や保護者の判断によるものとなりました。

この方針を踏まえ、町では、重症化リスクが高い人などを対象に先月から開始した「春接種」と、2回目以上を接種した12歳以上のすべての方を対象とした9月以降からの「秋接種」の実施を予定しております。

これによって、重症化リスクの高い人は春と秋の年2回、それ以外の方は年1回の接種が、これまでと同様に、無料で接種することができます。

なお、6か月から12歳未満の方についても、引き続き、接種を実施していきます。当分の間は、コロナと共生せざるを得ない状況が続くことが想定され、感染拡大を防止し、社会経済活動の正常化を図っていくため、町民の皆様におかれましては、一人ひとりが感染を防ぐ意識を持ち続けることが重要でありますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、マイナンバーカードの普及状況についてであります。

本町におけるマイナンバーカードの普及促進については、前年度、カードの取得者に5,000円を支給する町独自の施策を実施したことや国のマイナポイント事業による啓発などにより、本町の交付率は、5月28日時点で、82.1パーセントと、県内では加賀市に次いで2番目の高い数値となっております。

マイナンバーカードは、本人確認書類や健康保険証としての利用はもとより、来庁しなくても手続きが可能な各種オンライン申請に、必要不可欠なものであります。

今後も、申請可能な手続きの内容や利用方法などについて、広報等により周知や理解を深め、より多くの方にカードを保有していただけるような環境整備に努めていきます。

次に、行政のデジタル化についてであります。

政府は、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定し、目指すべきデジタル社会のビジョンを示すとともに、行政のデジタル化の集中改革を強力に推進するため「デジタル・ガバメント実行計画」を策定しました。

この内容を踏まえ、総務省は、自治体が重点的に取り組むべき事項や内容を具体化するとともに、関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推

進計画」として策定し、デジタル社会の構築に向けた取り組みを全自治体において進めているところであります。

町としても、これに基づき、本年4月に「志賀町DX推進計画」を策定し、令和5年度から7年度までを計画の期間と定め、基幹システムのガバメントクラウドへの移行や窓口業務のデジタル化を積極的に進めております。

さらに、この計画をより強固に推進するため、今年度から副町長をトップとして、各課1名をデジタル推進担当職員として兼任する組織体制を構築するなど、全庁を挙げて取り組んでおります。

本町の窓口デジタル化については、書かない窓口、ワンストップ窓口、行かない窓口の実現に向けて、業務の見直しやオンライン申請の強化に取り組んでおります。

現在、マイナンバーカードを活用した、各種証明書のコンビニ交付や転入・転出、パスポート申請などのオンライン手続はもとより、子育てや介護、国民健康保険などの各種業務に係る52の手続について、オンライン申請が可能となっております。

今後も、オンライン申請が可能な業務を増やすなど、町民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により、業務の効率化と行政サービスのさらなる向上に繋げていきたいと考えております。

次に、子育て世帯への給付金事業についてであります。

ロシアのウクライナ侵略に端を発した資源価格高騰の影響による世界的な物価高騰が、日常生活や事業活動に大きな影響を与える中、国では、特に影響を大きく受ける低所得者に焦点を当てた支援策を講じております。

この方針を受け、町としても、低所得者世帯に向けた給付金事業に係る事業費を本年4月に専決補正し、現在、給付作業を進めているところであります。

このような中、町独自の物価高騰支援策として、エネルギーや食料品価格などの物価高騰により、家計の負担が増加している子育て世帯を支援するため、国の交付金を活用した「子育て世帯生活支援給付金給付事業」を新たに実施いたします。

この事業は、高校3年生から来年2月末までに生まれる子どもを養育する全世帯を対象として、子ども1人当たり35,000円を現金給付するものであり、次

世代を担う子どもを育てる世帯に対して経済的な支援を図るものであります。なお、本件につきましては、今定例会に関連予算を計上しておりますので、併せてご審議をお願いするものであり、予算成立後は、速やかに給付の手続きを進めていきたいと考えております。

次に、定住促進住宅地みらいとうぶDブロックの販売状況についてであります。

高浜町東部地区において事業展開している定住促進住宅地「みらいとうぶ」であります。昨年度、すばる幼稚園横に整備した「Dブロック10区画」について、4月10日から分譲の受付を開始し、先月15日に締め切りました。

町内外から13世帯の申込みがあり、先月21日に行われた抽選の結果、10区画すべての購入者が決定いたしました。購入者の内訳は、町外5世帯、町内5世帯となっております。

今回の募集に関しては、問い合わせも多く、今後さらに需要が見込めるものと判断されることから、既に用地取得を終えている志賀小学校周辺地について、新たな分譲地として早期に造成していきたいと考えております。

次に、企業誘致の推進についてであります。

4月27日、志賀町西山台において、大洋農産加工株式会社の本社工場が開所しました。

この工場の本格的な稼働により、地元で収穫されたサツマイモやカボチャなどの農産物が、ペーストなどに加工され、県内はもとより、大手パンメーカーへ供給されると聞いております。

町としては、これを契機とした能登野菜ブランドの全国展開や、生産者の生産意欲の向上に繋がることを期待しております。

また、石川サンケン株式会社は、今年度、堀松工場で製造する半導体部品「パワーモジュール」の生産を強化するため、40億円の設備投資を行い、ラインを増設して生産能力の倍増を図る予定であり、この秋の稼働を目指しております。

能登中核工業団地においては、シグマ光機株式会社が、昨年8月に、光学機器の需要の高まりから、半導体製造装置に使用するレンズやミラー等の部品製造を拡大するため増設を表明し、すでに先月から工事に着工し、12月に操業を

開始する予定であります。

さらに、東京に本社を置くIT企業の株式会社ブロックバリューが、今年の3月に日立製作所が所有する土地及び建物を取得し、その後、改築及び設備の修繕を終え、先月からデータセンターとして操業を開始しております。

今後、引き続き、志賀町の魅力を県内外に発信し、新たな企業誘致に繋げ、併せて既存企業への支援を行い、雇用の確保や地元経済の活性化に繋げていきたいと考えております。

次に、観光振興による交流促進についてであります。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類へ引き下げられたことにより、人の流れもコロナ禍前の水準に戻りつつあり、これまで自粛や制限されていた各種イベントや行事も、ほぼ通常どおり開催されることが見込まれております。

まず、先月20日から28日には、羽咋市の千里浜なぎさドライブウェイをゴールとするオートバイイベント「SSTR（サンライズ・サンセット・ツーリング・ラリー）」が開催されました。

約12,000台がエントリーされ、初日の20日には、3,489台がゴールしており、町では、同日、ゴール会場に志賀町ブースを出展し、参加ライダーに志賀町の観光PRなどを行いました。

翌日の21日には、道の駅とぎ海街道において、ライダーを対象に、「モト・あらうんど・ノト」と題して、SSTR主催者である風間深志氏によるトークショーが開催され、地元関係者と志賀町の魅力を語り合い、ふるさとの再発見に繋がったということでもあります。

当日は、志賀町観光協会による海鮮大鍋がふるまわれ、ライダーのみならず、他の観光客にも好評なイベントとなりました。

また、今年は、コロナ禍で自粛又は制限されていた、八朔祭礼や西海祭りといった、日本遺産であるキリコ祭りも、通常どおり開催されると聞いております。

先月の入り込み客数も前年に比べて大幅な伸びを記録するなど、今後も、コロナの制限緩和に伴い、人々の交流がさらに活性化し、地域の賑わいが復活するものと考えており、これを契機として、コロナ禍前を上回る、さらなる地域

振興に繋げるよう、関係機関とも連携して取り組んでいきます。

次に、コウノトリの営巣とトキ放鳥への取り組みについてであります。先月の報道にもありましたように、国の特別天然記念物コウノトリが昨年に引き続き、今年も同じ場所に営巣し、3羽のヒナが誕生しました。本町にとっては2年連続のヒナの誕生となり、大変喜ばしいことであると思っております。今月3日には、兵庫県立コウノトリの郷公園や石川県をはじめ、いしかわ動物園、北陸電力送配電株式会社などの協力を得て、無事、個体識別用足環の装着作業を完了しました。順調に育てば、7月上旬ごろに巣立つ予定でありますので、今しばらくは、静穏な環境を維持し、見守りを続けていきたいと考えております。

このような中で、トキ放鳥への取り組みについてありますが、県では、放鳥に向けた社会環境整備の取り組みの一環として、トキをはじめとする希少な野生動物が生息できる自然環境や生物多様性の保全の重要性について学び、考える契機とするため、トキの学名である「ニッポニア・ニッポン」にちなみ、かつ、国際生物多様性の日である5月22日を「いしかわトキの日」として制定しました。

これを記念して、県内各所で関連イベントが開催されており、トキへの理解を深め、トキを育む環境づくりの大切さを広く情報発信し、放鳥に向けた機運醸成を図っております。

町の取り組みについては、先ほど述べましたように、コウノトリの営巣地周辺にある尊保区がトキの放鳥推進モデル地区として選定されており、現在、地区を挙げて、放鳥に向けた農業者の意識の醸成、魚道や餌場の整備などの生息環境整備に取り組んでおります。近い将来、本町の空に、トキが雄大に舞う姿が見られることを期待し、今後も、豊かな自然と環境の保全に努めていきます。

次に、国民文化祭についてであります。

本年、「いしかわ百万石文化祭2023」が、10月14日から11月26日にかけて、石川県内の全市町で開催されます。

先月25日に開催された県の実行委員会総会において、前回、平成4年に開催された国民文化祭の参加者50万人の2倍にあたる、100万人の参加を目指すとして、県民総参加の催しとなるよう協力が呼び掛けられております。

本町では、10月29日に、文化ホール及び柴木公園において「和牛サミット in 志賀」の開催を予定しており、和牛に対しての理解を深めるため、ブランド和牛農家サミットや、キッチンカーによる和牛グルメなどの販売を行う予定としております。

また、この文化祭期間中、町が所蔵するプロの版画作品や町版画協会が長年実施している全国版画コンクールの歴代優秀作品のほか、障がい者福祉施設の陶芸作品などを巡回展示する「志賀町所蔵版画作品巡回展」を、町内3カ所で実施する予定であります。

町としても、この機会を通じて、和牛文化の新たな発見や版画文化に身近に触れていただくことで、多くの人との交流を促進していきたいと考えております。

次に、国際交流についてであります。

本年度、スポーツ・文化を通じた国際交流の促進と多文化との共生を図るため、本町の友好都市であるアゼルバイジャンのバクー市・ハタイ地区と、お互いの学生を受け入れする、ホストタウン交流事業を実施しています。先月19日から28日までの9日間の日程で、アゼルバイジャンから、学生1名が本町を訪れ、町内でホームステイしながら、小学校訪問や着付け・書道などの日本文化を体験し、日本の生活や食文化、伝統を学んでいただきました。

秋には、本町から志賀高校のレスリング部の生徒2名が、アゼルバイジャンにホームステイする予定であり、スポーツや現地生徒との交流を通して、異国の文化や歴史、風習などを体験し、国際感覚を身に付けていただきたいと思います。

また、今年度は、これまで新型コロナウイルス感染症の影響で中止していた、町内の中学生・高校生を海外に派遣し、ホームステイしながら学ぶ、志賀町青少年海外派遣事業も4年ぶりに実施します。

7月23日から10日間の日程で、オーストラリアケアンズに生徒16名を派遣する予定であり、外国語の理解や習得、同年代の生徒との交流など、さまざまな体験を得ることで、国際感覚あふれる青少年の育成に繋がるように努めていきます。

次に、志賀原子力発電所についてであります。

3月3日に開催された志賀原子力発電所2号機の新規制基準への適合性に係る審査会合において、発電所敷地内の断層について、活動性はないとした北陸電力の調査結果は妥当であるとの評価がなされました。

審査については、次のステップとして、敷地周辺断層の評価のほか、基準地震動や基準津波、プラント関連の審査が継続して行われる予定と聞いております。今後も、北陸電力には、今まで以上に丁寧な説明に努め、しっかりと対応するよう求めています。

また、原子力規制委員会には、科学的根拠に基づいた厳格な審査を行っていただき、町民の納得と理解が得られるよう、説明責任を果たしていただきたいと思っております。

続いて、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その概要をご説明いたします。

案件は、令和5年度の一般会計の補正予算をはじめ、条例の一部改正及び財産の取得などの議案が5件であります。

議案第33号 令和5年度志賀町一般会計補正予算（第2号）については、歳入では、国の内示に伴う電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金、除雪トラック購入に係る社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）の増額を主とし、歳出では、子育て世帯生活支援給付金給付事業のほか、除雪トラックの購入、落雷により被害を受けた放射線防護施設の火災通報装置及び自家発電機の修繕に要する経費の増額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第34号 志賀町印鑑条例の一部を改正する条例については、公的個人認証法の一部改正に伴い、コンビニ交付の申請方法に電子証明書の機能を搭載した移動端末設備（スマートフォン）が追加されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第35号 財産の取得については、凍結防止剤散布車を購入するにあたり、北陸重機株式会社 代表取締役 馳部 茂義から2,409万円で取得するものであります。

議案第36号 財産の取得については、先進的海洋センター整備事業等用地を購入するにあたり、富来領家町区長 山本 政人から、2億7,045万4,007円で取得するものであります。

議案第37号 石川縣市町村職員退職手当組合理約の一部変更については、当該組合を組織する手取川流域環境衛生事業組合が、令和5年3月31日付けで解散したことに伴い、当該組合の規約を変更するにあたり、構成市町の議会の議決をお願いするものであります。

以上、本定例会提出案件についての説明とさせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

福田晃悦議長 説明を終わります。

日程第5 町長提出 議案第35号及び第36号（質疑・委員会付託・討論・採決）

福田晃悦議長 ただ今、町長から提出されました議案のうち、議案第35号 財産の取得について「凍結防止剤散布車」及び第36号 財産の取得について「先進的海洋センター整備事業等用地」を一括して議題とします。

（ 質 疑 ）

福田晃悦議長 これより、各案に対する質疑を許します。

（質疑なし）

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

（ 委 員 会 付 託 省 略 ）

福田晃悦議長 お諮りします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

（ 討 論 ）

福田晃悦議長 これより、両案に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許
します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

いずれも採決は、起立によって行います。

まず、町長提出 議案第35号 財産の取得について「凍結防止剤散布車」を採
決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立11名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第36号 財産の取得について「先進的海洋センター整
備事業等用地」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立11名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(休 会)

福田晃悦議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明7日から12日までの6日間は、休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、明6月7日から12日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、6月13日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時30分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第17号

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する
政令等の公布及び施行について

2 議長報告第18号

例月出納検査の結果について
(令和5年5月24日実施)

3 議長報告第19号

入札結果調書について
(令和5年5月18日 10件)
(令和5年5月26日 12件)

4 議長報告第20号

お礼状 (能登町・見舞金)